

5 特定日常生活費等の取扱いについて

国として、個々の日用品等について、その取扱いの是非をお示しすることは困難であり、また、適当ではないと考えているが、基本的な考え方を図示すれば以下のとおりである。

【概念図】 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者通勤寮の場合

指定施設支援サービスに係るもの

- 指定施設支援において、提供される便宜に要する費用のうち、
- ・被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係るものであって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。
 - ・「その他の日常生活費」は、入所者の自由な選択に基づき、施設が指定施設支援の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費。

《受領に係る基準》

支援費支給サービスとの間に重複関係がないこと。

あいまいな名目による費用の徴収不可。

お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金など入所者に対する事前の十分な説明及び同意が必要。

実費相当額の範囲内。

対象となる便宜及び額について、運営規程上明確に規定するほか、重要事項として、施設内に掲示しなければならない。

額が変動する性質のものである場合は、「実費」とすることも可。

《具体的な範囲》

身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用

教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用

共用設備（談話室等のテレビ、カラオケ等）の使用料等を除く。

上記以外のもの

入所者の希望による

預かり金の出納管理に係る費用

《要件》

責任者及び補助者の選定、印鑑と通帳の保管場所の分離。

複数の者により常に行える体制下での出納事務の執行及び管理の状況確認。

必要な書類の整備（保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等）

以上が満たされ、適正な出納管理が行われること。

費用徴収額の積算根拠の明確化、適正な額の設定。

預かり金の額の一定割合とする取扱いは不可。

嗜好品、贅沢品の購入に係る費用

入所施設における入退所時の送迎に係る費用 等

上記いずれの場合であっても、次の基本的な考え方に合致するものであること。
徴収する金銭が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるもの。
金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支払を求める理由について、書面により明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならないこと。

【概念図】

知的障害者更生施設、知的障害者授産施設の場合

指定施設支援サービスに係るもの

指定施設支援において、提供される便宜に要する費用については、基本的に支援費により賄われるもの。

- ・入所者の自由な選択に基づき、施設が指定施設支援の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費。

《受領に係る基準》

支援費支給サービスとの間に重複関係がないこと。

あいまいな名目による費用の徴収不可。

お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金など

入所者に対する事前の十分な説明及び同意が必要。

実費相当額の範囲内。

対象となる便宜及び額について、運営規程上明確に規定するほか、

重要事項として、施設内に掲示しなければならない。

額が変動する性質のものである場合は、「実費」とすることも可。

上記以外のもの

入所者の希望による

身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用

歯ブラシ、化粧品等個人用の日用品等であって、一律に支給されるものを除く。

教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用

クラブ活動や行事における材料費等であって、一律に提供されるものを除く。

(例：共用設備(談話室等のテレビ、カラオケ等)の使用料等)

預かり金の出納管理に係る費用

《要件》

責任者及び補助者の選定、印鑑と通帳の保管場所の分離。

複数の者により常に行える体制下での出納事務の執行及び管理の状況確認。

必要な書類の整備(保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等)

以上が満たされ、適正な出納管理が行われること。

費用徴収額の積算根拠の明確化、適正な額の設定。

預かり金の額の一定割合とする取扱いは不可。

嗜好品、贅沢品の購入に係る費用

入所施設における入退所時の送迎に係る費用 等

上記いずれの場合であっても、次の基本的な考え方に合致するものであること。

徴収する金銭が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるもの。

金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支払を求める理由について、書面により明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならないこと。